

保険特集号

No. 26

戻る

目次

保険特集号発刊によせて	1
平成24年度歯科診療報酬改定重点課題	2
診療報酬改定点一覧	4
基本診療料	13
特掲診療料	19
I 医学管理	19
II 在宅医療	25
III 検査	31
IV 画像診断	33
V 投薬	34
VI 処置	39
VII 歯冠修復・欠損補綴	42
VIII 歯科矯正	45
IX 明細書無料発行の推進	46
介護保険	47
突合点検・縦覧点検・算定日記載について	51
歯科病院からのお願い	52
編集後記	56

日本大学歯学部同窓会誌

第 56 巻第 4 号別冊
平成24年 4 月25日発行



保険特集号発刊によせて

日本大学歯学部同窓会

会 長 糟 谷 修 三

会員各位におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は同窓会事業にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、昨年3月11日未曾有の東日本大震災の際には、同窓会からの呼びかけに、多くの方々からご賛同いただき、25,176,680円(平成24年4月5日現在)もの義援金が集まりましたことを重ねて御礼申し上げます。今後も、同窓会として、何ができるかを考え、復興・復旧に向けて支援を続けていきたいと思っております。

さて、今回の改定については、日本医師会は震災後の中、延期を要望していましたが、大久保執行部の日本歯科医師会は、一貫してプラス改定を要望していました。その結果、全体改定率では、+0.004%にとどまりましたが、本体は+1.38%、各科としては、医科+1.55%、歯科+1.70%と、前回に引き続き2回連続のプラス改定となりました。さらに医科の改定率と比べても歯科が2回連続で上回ることとなりました。日歯の試算では、歯科改定財源の15%を、重点課題である「チーム医療の促進」と「在宅歯科の促進」のため、新たに保険導入した「周術期口腔機能管理」と「在宅歯科診療」に割り当て、それ以外の85%を既存の基本的技術料の引き上げ等に割り当てていると言うことです。前回の改定では、改定財源の多くを基本診療料(初・再診)に割り当てていたため、改定率+2.09%の数字を実感することは無かったと思いますが、今回は実質の伸びが実感できるのではないのでしょうか。

しかし、一方では審査支払機関の審査処理(突合・縦覧点検、算定日記載等)や国会でも質疑として出ている行政による指導・監査の在り方等医療機関にとって保険請求を規制するような事柄も行われています。我々にとって、国民・患者が望む安心・安全で質の高い医療をうけられる環境を整えていくことが重要な課題であり、そのための環境を整備していくことが必要ではないのでしょうか。

会員の先生方には3月の末に改定保険点数早見表がお手元に届いていることと思いますが、既に新点数表に沿って診療に従事されていると思います、可及的速やかに本特集号をお送りいたします。日常診療の一助となれば幸甚です。

最後に保険委員会委員のご努力に感謝を申し上げご挨拶いたします。

平成 24 年度歯科診療報酬改定重点課題

- 1 周術期における口腔機能の管理等、チーム医療の推進
 - 1) 周術期口腔機能管理料等の新設
 - 2) 周術期専門的口腔衛生処置の新設
 - 3) 歯科治療総合医療管理料等の対象疾患の拡大
 - 4) 基本診療料や指導管理料における医科との連携を評価

- 2 在宅歯科医療の推進
 - 1) 歯科訪問診療料対象者の表現の見直し
 - 2) 歯科訪問診療料の評価の見直し
 - 3) 歯科訪問診療補助加算の新設
 - 4) 在宅患者等急性歯科疾患対応加算の見直し

- 3 生活の質に配慮した歯科医療
 - 1) 障害者加算名称の見直し及び対象者の明確化
 - 2) 歯科診療特別対応地域支援加算の新設
 - 3) 著しく歯科診療が困難な患者の歯科診療に係わる連携の促進
 - 4) 歯の保存に資する技術の評価

- 4 歯科矯正の適応症の拡大

- 5 歯科固有の技術評価の見直し
 - 1) 修復・補綴治療に関する技術評価の見直し
 - 2) その他の技術評価の見直し

- 6 新規医療技術の保険導入等
 - 1) 接着ブリッジ適応範囲の拡大
 - 2) 歯科ドレーン法の新設
 - 3) 歯冠修復の充填の見直し

- 7 先進医療の保険導入
 - 1) 広範囲顎骨支持型補綴に関する評価の新設

- 8 画像診断に係わる評価の新設
 - 1) 歯科用 3 次元エックス線断層撮影の新設

9 歯科医療の総合的な環境整備の評価

- 1) 歯科外来診療環境体制加算の見直し

10 患者の視点に立った歯科医療

- 1) 保険診療上の歯科用語の平易化

歯牙 → 歯

歯周組織検査 → 歯周病検査

初期う蝕小窩裂溝填塞処置 → 初期う蝕早期充填処置

鑄造冠 → 金属冠

前装鑄造冠 → レジン前装金属冠

- 2) 診療報酬点数表の簡素化

圧迫麻酔

デンタルゼロラジオグラフィー

臼歯金属歯

帯環金属冠修理

金合金鉤修理

} 削除

診療報酬改定点一覧

	改正点	要点
初診	・ 歯科外来診療環境体制加算 28 点	施設基準
	・ 歯科診療特別対応加算 175 点 障害者加算から名称、適応の変更	認知症の追加
	・ 歯科診療特別対応地域支援加算 新設 初診時 1 回 100 点	病院歯科等において歯科診療特別対応加算を算定した患者が紹介状を持って歯科診療所を受診した場合
	・ 歯科診療特別対応連携加算 100 点 障害者歯科医療連携加算から名称の変更	施設基準
	・ 訪問診療時における 在宅患者等急性歯科疾患対応加算 点数、算定要件変更	在宅医療の項参照
再診	・ 再診時歯科外来診療環境体制加算 新設 再診料に 2 点加算	施設基準
	・ 歯科診療特別対応加算 175 点 障害者加算から名称、適応の変更	認知症の追加
	・ 訪問診療時における 在宅患者等急性歯科疾患対応加算 点数、算定要件変更	在宅医療の項参照
医学管理	・ 機械的歯面清掃加算 60 点 削除	歯科疾患管理料の加算 点数から処置として独立
	・ 周術期口腔機能管理計画策定料 新設 300 点	がん等による全身麻酔下による手術、放射線治療、化学療法を実施する患者に対して文書依頼に基づき口腔内の管理計画を策定し、文書提供を行った場合に 1 回に限り算定

	改正点	要点
	<ul style="list-style-type: none"> ・周術期口腔機能管理料（Ⅰ） <ol style="list-style-type: none"> 1 手術前 190点（1回のみ） 2 手術後 190点（手術を行った月から3月以内において計3回） ・周術期口腔機能管理料（Ⅱ） <ol style="list-style-type: none"> 1 手術前 300点（1回のみ） 2 手術後 300点（手術を行った月から3月以内において月2回） ・周術期口腔機能管理料（Ⅲ） 190点（月1回） ・周術期専門的口腔衛生処置 新設 <ol style="list-style-type: none"> 1 口腔につき 80点 術前1回、術後1回 	<p>がん等により手術を予定し、歯科のない病院に入院中、または外来の患者に対して歯科医師が口腔機能管理計画に基づき、口腔機能の管理を行い文書提供を行った場合に算定</p> <p>歯科病院において手術を行うがん患者等の口腔機能管理を行った場合に算定</p> <p>がん等により放射線治療、化学療法を実施している患者に対して口腔内管理計画に基づき歯科医師が口腔機能管理を実施した場合に算定</p> <p>（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定した月に歯科医師の指示を受けて歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った時に算定</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科疾患管理料 110点 算定要件の変更 <ol style="list-style-type: none"> 1 主訴に関する歯管とその後の口腔全体に関する歯管 2 2回目以降の文書提供時期の変更 	<p>前回の提供日より起算して3ヶ月→4ヶ月</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・診療情報提供料（Ⅰ）250点 100点加算の項目追加 	

	改正点	要点
投薬	<ul style="list-style-type: none"> ・処方せん <ol style="list-style-type: none"> 1 処方せん様式の変更 2 一般名処方加算 2点 新設 (交付1回につき) 	薬剤の一般的名称を記載する処方せんを交付した場合
処置	<ul style="list-style-type: none"> ・残根削合 18点 新設 (残根上義歯) (1歯1回につき) 	う蝕処置からの独立
	<ul style="list-style-type: none"> ・間接歯髄保護処置 30点 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・初期う蝕早期充填処置 133点 初期う蝕小窩裂溝填塞処置から名称変更 	材料費含む
	<ul style="list-style-type: none"> ・抜髄 <ul style="list-style-type: none"> 単根管 228点 2根管 418点 3根管 588点 ・歯髄温存療法から3ヶ月以内抜髄 <ul style="list-style-type: none"> 単根管 78点 2根管 268点 3根管 438点 ・直接歯髄保護処置から1ヶ月以内抜髄 <ul style="list-style-type: none"> 単根管 108点 2根管 298点 3根管 468点 ・感染根管処置 <ul style="list-style-type: none"> 単根管 144点 2根管 294点 3根管 432点 ・根管貼薬処置 <ul style="list-style-type: none"> 単根管 26点 2根管 30点 3根管 40点 ・加圧根充 <ul style="list-style-type: none"> 単根管 128点 2根管 152点 3根管 184点 	

	改正点	要点
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科ドレーン法（ドレナージ） 50 点 （1 日につき） 新設 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上顎洞洗淨（片側） 55 点 新設 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周基本治療 スケーリング 66 点（1/3 顎につき） SRP・PCur（1 歯につき） 前歯 60 点 小臼歯 64 点 大臼歯 72 点 	<p>1/3 顎を超えた場合は 38 点を加算 2 回目以降 50/100</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周病安定期治療（1 口腔につき） 300 点 算定要件の変更 治療間隔の短縮（前回の算定より 3 ヶ月以 内）が認められる場合 <ol style="list-style-type: none"> 1 歯周外科の実施 2 全身疾患の状態が歯周病に影響を与 える 3 全身疾患の状態により歯周外科が行 えない 4 侵襲性歯周炎 	<p>2,3 の場合は医師から の文書を診療録に添付</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修復物・補綴物の除去（1 歯につき） 簡単なもの 16 点 困難なもの 32 点 根管内ポスト 54 点 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機械的歯面清掃処置 （1 口腔につき） 60 点 月 1 回 算定した翌月は算定不可 	<p>歯管の加算点数より独 立</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 床副子の未来院請求 	

	改正点	要点
手術	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周外科手術 (1 歯につき) 1 歯周ポケット搔爬術 80 点 2 新付着手術 160 点 3 歯肉切除手術 320 点 4 歯肉剥離搔爬手術 620 点 5 歯周組織再生誘導手術 <ul style="list-style-type: none"> 1 次手術 760 点 2 次手術 320 点 ・ 歯根面レーザー応用加算 60 点 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口腔外科領域での手術の点数見直し 例) 歯根嚢胞摘出手術 <ul style="list-style-type: none"> 1 歯冠大のもの 800 点 2 拇指頭大のもの 1350 点 3 鶏卵大のもの 2040 点 新設 口腔底腫瘍摘出術 6800 点 口腔底悪性腫瘍手術 24050 点 下顎骨形成術 <ul style="list-style-type: none"> 1 おとがい形成の場合 6490 点 2 短縮または伸長の場合 22310 点 3 再建の場合 36080 点 4 骨移動を伴う場合 54210 点 	

	改正点	要点
歯冠修復 欠損補綴	<ul style="list-style-type: none"> ・名称の変更 鋳造冠 → 金属冠 前装鋳造冠 → レジン前装金属冠 両翼鉤 → 二腕鉤 双歯鉤 → 双子鉤 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・歯冠形成 1 生活歯歯冠形成 イ 金属冠 306 点 ロ ジャケット冠 306 点 ハ 乳歯金属冠 120 点 ニ 3/4 冠・レジン前装金属冠・接着冠 796 点 2 失活歯歯冠形成 イ 金属冠 166 点 ロ ジャケット冠 166 点 ハ 乳歯金属冠 114 点 ニ 3/4 冠・レジン前装金属冠 636 点 3 窩洞形成 イ 単純なもの 60 点 ロ 複雑なもの 86 点 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・う蝕歯即時充填形成 1 歯につき 126 点 	う蝕歯インレー修復形成は 120 点 据え置き
	<ul style="list-style-type: none"> ・支台築造印象 22 点 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・印象採得 1 歯冠修復 (1 個につき) 連合印象 62 点 2 欠損補綴 (1 装置につき) 連合印象 228 点 特殊印象 270 点 3 ワンピースキャストブリッジ 5 歯以下 280 点 6 歯以上 332 点 	

	改正点	要点
	<ul style="list-style-type: none"> 装着料（1個につき） 帯環金属冠等の装着料 30点削除 	歯冠修復の装着料は45点に統一
	<ul style="list-style-type: none"> 咬合採得 歯冠修復 1個につき 16点 	
	<ul style="list-style-type: none"> 充填料 充填1（1歯につき） イ 単純 102点 ロ 複雑 152点 充填2（1歯につき） イ 単純 57点 ロ 複雑 105点 	充填1 充填に歯面処理を行う 光CR、コンポマー等 充填2 歯面処理を行わない ア充等
	<ul style="list-style-type: none"> 金属歯冠修復（材料費は除く） 1 インレー イ 単純 190点 ロ 複雑 284点 2 全部金属冠 454点 3 ポンティック 434点 	
	<ul style="list-style-type: none"> 有床義歯（材料費は除く） 局部義歯（1床につき） 1～4歯 560点 5～8歯 690点 9～11歯 920点 12～14歯 1340点 総義歯 2100点 	
	<ul style="list-style-type: none"> 鑄造鉤（1個につき 材料費は除く） 双子鉤 230点 二腕鉤 212点 	
	<ul style="list-style-type: none"> バー（1個につき 材料費は除く） 鑄造バー 438点 屈曲バー 248点 	
	<ul style="list-style-type: none"> 臼歯金属歯 12点 削除 	

	改正点	要点
	<ul style="list-style-type: none"> 有床義歯修理 (1床につき) (装着料を除く) 224点 歯科技工加算 22点 	
	<ul style="list-style-type: none"> 有床義歯内面適合法 局部義歯 (1床につき) (装着料を除く) 1～4歯 210点 5～8歯 260点 9～11歯 360点 12～14歯 560点 総義歯 770点 	
	<ul style="list-style-type: none"> 帯環金属冠修理 (1歯につき) ブリッジ修理 40点にて算定 	
	<ul style="list-style-type: none"> 金合金鉤修理 60点 削除 	
	<ul style="list-style-type: none"> 接着ブリッジ 適応の拡大 臼歯部にも適応可能 	
歯科矯正	<ul style="list-style-type: none"> 適応症の拡大 	
明細書	<ul style="list-style-type: none"> 無料発行の促進 	状況の届出の義務化等

<p>先進医療の保険導入 (病院歯科での顎骨の広範囲な欠損を修復する症例においてインプラントを行う場合に限り)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 広範囲顎骨支持型補綴診断料 2 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 3 広範囲顎骨支持型補綴 4 広範囲顎骨支持型補綴物管理料 5 広範囲顎骨支持型補綴物修理 <p>上記1～4の点数の算定要件 〔施設基準〕 病院であること 〔適応症〕 腫瘍、外傷等により広範囲(1/3顎程度以上)な顎骨または歯槽骨欠損を有しブリッジまたは有床義歯では咀嚼機能の回復が困難な患者</p>
---	---

基本診療料

I 初診料

- 1 歯科外来診療環境体制加算（外来環） 点数変更
（旧）30点 → （新）28点 初診時1回
〔施設基準〕が必要
- 2 歯科診療特別対応加算（特） 175点
障害者加算からの名称・算定要件の一部変更

著しく歯科診療が困難なものに対して初診を行った場合は所定点数に加算する。

〔算定要件〕

著しく歯科診療が困難なもの

- ① 脳性麻痺等で不随意運動や体幹の安定が得られない。
- ② 知的障害により開口保持や治療の協力が得られない。
- ③ 重症の喘息患者で頻繁に治療の中断。
- ④ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態またはこれらに準ずる状態にあるもの。（認知症等）

○当該患者が歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いた場合は250点を加算（特導）

- 3 歯科診療特別対応地域支援加算（特地）初診時1回 100点 新設
〔算定要件〕
歯科病院等において歯科診療特別対応加算を算定した患者について、歯科診療所が文書による情報提供を受けた上で、初診を行った場合。

- 4 在宅患者等急性歯科疾患対応加算（急性対応） 変更
- | | | |
|---|-----------------|------|
| イ | 同一建物居住者以外（1人のみ） | 170点 |
| ロ | 同一建物居住者（5人以下） | 85点 |
| ハ | 同一建物居住者（6人以上） | 50点 |
- 詳細は在宅医療の項参照

II 再診料

- 1 再診時歯科外来診療環境体制加算（再外来環） 2点 新設
〔施設基準〕が必要
- 2 在宅患者等急性歯科疾患対応加算（急性対応） 変更
- | | | |
|---|-----------------|------|
| イ | 同一建物居住者以外（1人のみ） | 170点 |
| ロ | 同一建物居住者（5人以下） | 85点 |
| ハ | 同一建物居住者（6人以上） | 50点 |
- 詳細は在宅医療の項参照
- 3 歯科診療特別対応加算（特） 175点
障害者加算からの名称・算定要件の一部変更
〔算定要件〕
初診の項と同様

○歯科診療特別対応地域支援加算

『著しく歯科診療が困難な患者の紹介』

紹介元

紹介先

① 歯科病院等

(地域歯科診療支援病院)

② 月平均 20 人以上の (特)
の診療実績のある医療機
関

- 1 初・再診に係る
歯科診療特別対応加算
(特) を算定した患者

診療情報提供料 I

250 点

加算 +100 点

紹介

診療所

歯科診療特別対応
地域支援加算
(特地)
+100 点
初診料に加算

○『著しく歯科診療が困難な患者』及び『歯科訪問診療患者』の紹介

紹介元

紹介先

診療所

- 1 初・再診に係る
歯科診療特別対応加算を
算定した患者
- 2 歯科訪問診療料を算定した
患者

* 上記のいずれかの患者を診
療情報提供の上、紹介した場
合

診療情報提供料 I
250 点
加算 + 100 点

紹介

① 歯科病院等

(地域歯科診療支援病院)

② 月平均 20 人以上の (特) の診療実績
のある医療機関

歯科診療特別対応連携加算
(特連)
100 点

歯科を行わない保険医療機関

指定居宅介護支援事業者

診療所

- 1 初・再診に係る
歯科診療特別対応加算を
算定した患者
- 2 歯科訪問診療料を算定した
患者

* 歯管または歯在管を入院月
または前月に算定し入院紹
介をした場合

診療情報提供料 I
250 点
加算 + 100 点

入院紹介

歯科病院等

(地域歯科診療支援病院)

地域歯科診療支援病院入院加算
300 点

歯科外来診療環境体制加算（外来環）

算定例

病名 $\frac{7-7}{7-7}$ P

4 / 1		初診	218
		歯科外来診療環境体制加算 *	28
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯周基本検査	200
		歯科疾患管理料	110
		機械的歯面清掃処置	60
	<u>7-7</u>	スケーリング	66
		スケーリング加算	38×2
		歯周基本治療処置	10
4 / 8		再診	42
		再診時歯科外来診療環境体制加算 *	2
		明細書発行体制等加算	1
	<u>7-7</u>	スケーリング	66
		スケーリング加算	38×2

*算定上のポイント

- ・施設基準が受理されていること
- ・初診、再診ともに外来環を算定すること

歯科診療特別対応地域支援加算（特地）

算定例

病名 $\frac{6E}{6E} - \frac{E6}{E6}$ G

4 / 1		初診	218
		歯科診療特別対応地域支援加算 * 日本大学歯科病院より治療後の脳性麻痺 児童の口腔内管理を情報提供書にて依頼 される	100
		歯科診療特別対応加算 *	175
	$\frac{6E}{6E} - \frac{E6}{E6}$	混合歯列期歯周病検査	40
		歯科疾患管理料	110
		機械的歯面清掃処置	60
	$\frac{6E}{6E} - \frac{E6}{E6}$	スケーリング	66
		スケーリング加算	38×2
		歯周基本治療処置	10
4 / 8		再診	42
		歯科診療特別対応加算 *	175
	$\frac{6E}{6E} - \frac{E6}{E6}$	スケーリング	66
		スケーリング加算	38×2

*算定上のポイント

- ・初診のみに対する加算
- ・歯科病院等からの情報提供書による依頼
- ・歯科診療特別対応加算（175点）の算定

*レセプト記入 注意点

- ・特地を算定した場合には「摘要」欄に当該患者の紹介元保険医療機関名を記載すること。

特掲診療料

I 医学管理

1 周術期口腔機能管理計画策定料（周計） 300点 新設

がん患者等の周術期における歯科医師の包括的な口腔機能の管理等を評価。

〔算定要件〕

がん等に係る全身麻酔による手術または放射線治療若しくは化学療法を実施する患者に対して、歯科診療を行う医療機関が手術等を行う病院からの文書による依頼に基づき、患者または家族の同意を得た上で、口腔機能の評価および一連の管理計画を策定し、文書により提供した場合に、当該手術に係る一連の治療を通じて1回に限り算定する。

- ・管理計画書には以下の事項を記載しカルテに添付
 - ① 基礎疾患の状態・生活習慣
 - ② 主病の手術等の予定
 - ③ 口腔内の状態
 - ④ 口腔管理の内容
 - ⑤ 日常的なセルフケアに関する指導方針
 - ⑥ その他
 - ⑦ 保険医療機関名、担当歯科医師名等
- ・定期的に周術期の口腔管理に関する講習会等の参加に努める。
- ・算定した医療機関は毎年7月1日現在で名称、開設者、算定状況等を地方厚生局長に報告すること。

2 周術期口腔機能管理料（Ⅰ）（周管Ⅰ） 新設

1 手術前 190点（周管Ⅰ前）1回

2 手術後 190点（周管Ⅰ後）

手術を行った月から3月以内に計3回

〔算定要件〕

がん等に係る手術を実施する病院（歯科診療を行うものを除く）に入院中または外来の患者に対して、周術期口腔機能管理計画に基づき、歯科医師が口腔機能の管理を行いつつ内容を文書により提供した場合に算定。

- ・手術とは全身麻酔下で実施される、頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術、臓器移植、心臓血管外科手術等をいう。
- ・管理報告書（口腔内の状態の評価、具体的な実施内容や指導内容、その他必要事項）を作成し患者に提供。
- ・算定した月には、歯科疾患管理料、周術期口腔機能管理料（Ⅲ）、歯科特定疾患療養管理料、歯科治療総合医療管理料、がん治療連携指導料、がん治療連携管理料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者歯科治療総合医療管理料、歯科矯正管理料は算定できない。

3 周術期口腔機能管理料（Ⅱ）（周管Ⅱ） 新設

1 手術前 300点（周管Ⅱ前）1回

2 手術後 300点（周管Ⅱ後）

手術を行った月から3月以内に月2回

〔算定要件〕

歯科病院等、歯科診療を実施している病院において同一の医療機関でがん等に係る手術を予定している患者に対して、周術期口腔機能管理計画に基づき、入院中の患者に対して口腔機能管理を行い内容を文書により提供した場合に算定。

- ・手術とは全身麻酔下で実施される、頭頸部領域、呼吸器領域、消化器領域等の悪性腫瘍の手術、臓器移植、心臓血管外科手術等をいう。
- ・管理報告書（口腔内の状態の評価、具体的な実施内容や指導内容、その他必要事項）を作成し患者に提供、カルテに添付。
- ・算定した月には、歯科疾患管理料、周術期口腔機能管理料（Ⅲ）、歯科特定疾患療養管理料、歯科治療総合医療管理料、がん治療連携指導料、がん治療連携管理料、歯科疾患在宅療養管理料、

在宅患者歯科治療総合医療管理料、歯科矯正管理料は算定できない。

4 周術期口腔機能管理料（Ⅲ）（周管Ⅲ） 190点 月1回 新設
〔算定要件〕

がん等に係る放射線治療または化学療法の治療期間中の患者に対して、周術期口腔機能管理計画に基づき、放射線治療を実施している患者に対し歯科医師が口腔機能の管理を行なった場合に治療を開始した日の属する月から月1回算定。

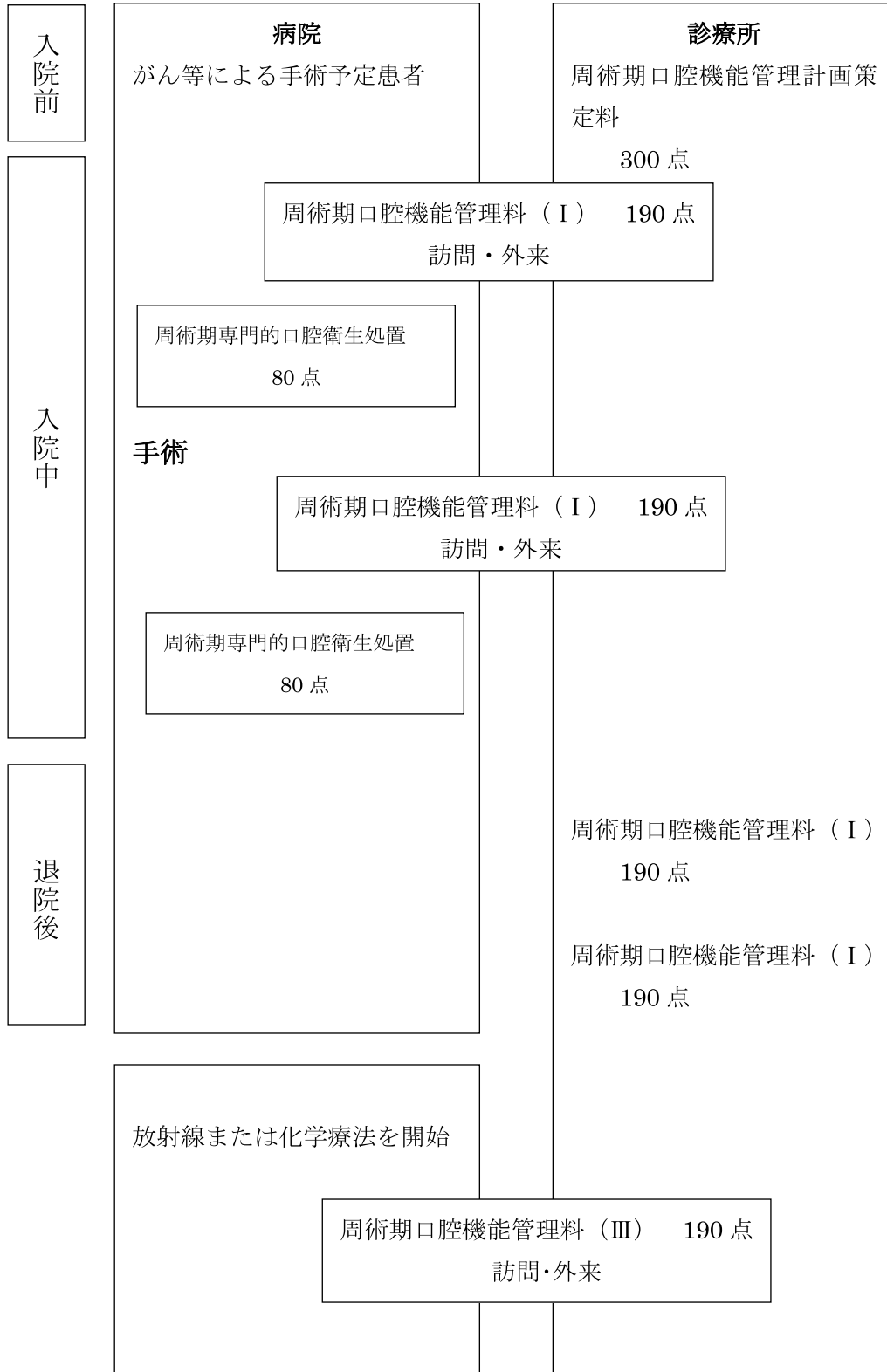
- ・管理報告書（口腔内の状態の評価、具体的な実施内容や指導内容、その他必要事項）を作成し患者に提供、カルテに添付。
- ・算定した月には、歯科疾患管理料、周術期口腔機能管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）、歯科特定疾患療養管理料、歯科治療総合医療管理料、がん治療連携指導料、がん治療連携管理料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者歯科治療総合医療管理料、歯科矯正管理料は算定できない。

5 周術期専門的口腔衛生処置(術口衛) (1口腔につき) 80点 新設
〔算定要件〕

周術期口腔機能管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定した入院中の患者に対して歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃を行った場合に周術期口腔機能管理料（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定した日の属する月において、術前1回、術後1回に限り算定。

- ・算定した月は機械的歯面清掃処置は算定できない。

○歯科診療を行わない病院からの文書提供により歯科診療所が周術期の管理計画、管理を行った場合の一例



6 歯科疾患管理料 110点 算定要件の変更

変更点

- ① 1回目に患者の主訴に関する管理を開始し、2回目以降に歯周病やその他の疾患も含めた管理を行う場合においては、その際に新たな検査結果や管理計画の内容の変更点についての情報を含んだ継続管理計画書を作成し、患者または家族に提供し、当該月より改めて1口腔単位での管理を開始すること。

〔 最初に主訴（C治療等）を優先して歯管を算定し、後にP治療が開始されると歯管全体が算定できなくなる不合理の是正 〕

- ② 2回目以降の文書（継続管理計画書）提供時期の変更

・3ヶ月 → 4ヶ月に1回以上提供

2回目以降の継続管理計画書は少なくとも前回の管理計画書の提供日より起算して4月を超える日までに1回以上提供すること、ただし歯周病安定期治療実施中の患者に対しては間隔が4月を超える場合はこの限りではない。この場合は継続管理計画書を歯周病安定期治療を実施した際に提供すること。

7 診療情報提供料 I 250点

加算（+100点）項目の追加

歯科診療特別対応連携加算または地域歯科診療支援病院に係る施設基準に適合するものとして届け出た保険医療機関が、歯科診療特別対応加算を算定している患者について患者またはその家族の同意を得て、歯科診療を行う保険医療機関に対して文書を添えて患者の紹介を行った場合。

8 歯科治療総合医療管理料および在宅患者歯科治療総合医療管理料

対象疾患の拡大

- ・高血圧疾患ほか12疾患
- ・骨粗鬆症（ビスフォスホネート系製剤服用患者に限る）
- ・慢性腎臓病（腎透析を受けている患者に限る）

歯科疾患管理料（歯管）

算定例

病名 4月 5 C 5月 $\frac{7-7}{7-7}$ P

4 / 25		初診	218
	<u>5</u>	X-Ray D x 1	48
	<u>5</u>	充形	126
		EE・EB	—
		充填 1 光 CR 単純 (O)	102+11
		光 CR 研磨	—
		歯科疾患管理料	110
5 / 8		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯周基本検査	200
		歯科疾患管理料 *	110
		機械的歯面清掃処置	60
	<u>7-7</u>	スケーリング	66
		スケーリング加算	38×2
		歯周基本治療処置	10

*算定上のポイント

- ・主訴を優先して治療、C病名に対する歯管を算定し、その後にP治療を開始し歯管を算定した場合に、治療計画を修正し、継続管理計画書を作成し提供

Ⅱ 在宅医療

1 歯科訪問診療料（1日につき）

歯科訪問診療 1 850点 点数の見直し

歯科訪問診療 2 380点 据え置き

歯科診療特別対応加算・歯科診療特別対応地域支援加算は初・再診と同様に算定。

・算定要件の変更

1) 対象患者

歯科訪問診療は在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象としていることから、通院が容易な患者に対して安易に算定してはならない。

2) 患者の容体急変により、やむをえず20分を満たさなかった場合は、歯科訪問診療1または2を算定する。（治療中に患者の容体が急変し、医師の診察を要する場合等）

3) カルテ記載事項

イ 実施時刻（開始時刻、終了時刻）

ロ 訪問先名（自宅、〇〇マンション、介護老人保健施設等）

診療を開始した日のみに記載 変更が生じた場合にはその都度記載

ハ 患者の状態

患者の容体が急変し、治療を中止した場合は急変後の対応の要点

2 在宅患者等急性歯科疾患対応加算（急性対応） 見直し

1日につき

イ 同一建物居住者以外 （1人のみ） 170点

ロ 同一建物居住者 （2～5人） 85点

ハ 同一建物居住者 （6人以上） 50点

ロ、ハの人数については同一日同一建物において初診料及び再診料を算定した歯科訪問診療ならびに歯科訪問診療料を算定した人数を合算する。

- 3 歯科訪問診療補助加算（訪補助） 新設
 1日につき（訪問診療料を算定した日のみ）
 同一建物居住者以外（1人のみ） 110点
 同一建物居住者（2人以上） 45点

〔算定要件〕

在宅療養支援歯科診療所に属する歯科衛生士が歯科訪問診療料を算定した日において、歯科訪問診療の補助を行うため歯科医師と同行し、補助を行った場合に算定。

診療録に診療の補助を行った歯科衛生士氏名を記載。

○ 歯科訪問診療における算定

	診療時間20分以上		診療時間20分未満
	1人のみ	複数の患者	
初診料 218点 再診料 42点	×	×	初診料又は再診料 (特別対応加算 175点)
歯科訪問診療料 1. 850点 2. 380点 (特別対応加算 ※1)	歯科訪問診療料 1 850点 (特別対応加算 175点)	歯科訪問診療料 2 380点 (特別対応加算 175点)	×
急性対応加算 ※2 イ 同一建物居住者以外 □ 同一建物居住者 (同一日に5人以下) ハ 同一建物居住者 (同一日に6人以上)	イ 同一建物居住者以外 170点	□ 同一建物居住者 85点 (同一日に5人以下) ハ 同一建物居住者 50点 (同一日に6人以上)	イ 同一建物居住者以外 170点 □ 同一建物居住者 85点 (同一日に5人以下) ハ 同一建物居住者 50点 (同一日に6人以上)
歯科訪問診療補助加算 (在宅療養支援診療所) イ 同一建物居住者以外 □ 同一建物居住者	イ 同一建物居住者以外 110点	□ 同一建物居住者 45点	×

※ 1 歯科診療特別対応加算：本表では特別対応加算と表示。

※ 2 急性対応加算の人数：同一日、同一建物において、歯科訪問診療料を算定した患者と基本診療料を算定した患者の数を合算する。

算定例 1

歯援診が認知症の患者に訪問診療をした例

病名 7-1-7 義歯破折 5-1-5 P

4 / 1		歯科訪問診療 1 実施時刻 13 : 00 ~ 13 : 45 * 自宅 脳梗塞、認知症により療養	850
		歯科診療特別対応加算	175
		急性対応 (エンジン) 1 人のみ*	170
	<u>5-1-5</u>	歯周基本検査	110
		歯科疾患在宅療養管理料	140
		口腔機能管理加算	50
		機械的歯面清掃処置	60
	<u>7-1-7</u>	義歯修理	451
		義管 B	70
		困難加算	40
		歯科訪問診療補助加算*	110
		歯科衛生士氏名 ○ ○ ○ ○	

*算定上のポイント

- ・ 訪問診療を行った日のカルテ記載事項
- ・ 急性対応算定時の同一建物での患者数と点数
- ・ 補助加算は歯援診の施設基準の届出を行っている診療所が算定
- ・ 補助加算、算定時はカルテに歯科衛生士氏名を記載

算定例 2

歯援診以外が複数人の訪問診療を行った場合

病名 7-1-7 義歯破折 5-1-5 P

4 / 1		歯科訪問診療 2 実施時刻 13 : 00 ~ 13 : 45 〇〇介護施設 脳梗塞、認知症により療養	380
		歯科診療特別対応加算	175
		急性対応 (エンジン) 2 人 *	85
	<u>5-1-5</u>	歯周基本検査	110
		歯科疾患在宅療養管理料	130
		機械的歯面清掃処置	60
	<u>7-1-7</u>	義歯修理	451
		義管 B	70
		困難加算	40
4 / 8		再診 (訪問診療) * 実施時刻 13 : 00 ~ 13 : 15 脳梗塞、認知症により療養	42
		歯科診療特別対応加算	175
		急性対応 (エンジン) 8 人 *	50
	<u>7-1-7</u>	義調	30

*算定上のポイント

- ・ 20 分未満の訪問診療は初・再診にて算定
- ・ 急性対応算定時の同一建物での患者数と点数
- ・ 歯援診以外の歯科診療所または訪問診療料を算定しなかった日は、歯科衛生士が同行し診療の補助を行っても歯科訪問診療補助加算は算定できない

レセプト記入例

傷病名 部位	7 + 7 義歯破折 5 + 5 P														診療 開始日	24年 4月 1日														
															診療 実日数	2日 (日)														
															転帰	治ゆ	死亡	中止												
初診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特導	特運	特地	外来探		点																
再診	42 × 1		時間外	×	休日	×	深夜	×	乳	×	乳・時間外	×	乳・休日	×	乳・深夜	×	特	×	再来探	×	42									
管理	歯管	義管	70 +	40 × 1	30 × 1	表地指	F局	F洗	医管	その他										140										
投薬・注射	内 屯 外 注														調	×	×	処方	×	情	×	+	×	処	×	+	注	×	×	
X線 検査	全顎	枚		写	×	P混検	×	P部検	×	基本 検査	×	×	精密 検査	×	×	×	×	×	×	×	その他								110	
	パ	×	×	S培	×	無運動	×	平測	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
処 置・ 手術	う蝕	×	×	保護処置	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	抜 歯	×	×	感 根 処	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	60	
歯 冠 修 復 及 び 欠 損 補 綴	鑄 造	パ 大	×	パ 小	×	裏 装	パ 前	×	パ 小	×	B r 装 着	×	鑄 バ ー 屈 曲	×	二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
	前装	パ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		
有 床 義 歯	1~4歯	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	5~8歯	×	×	床 適 合	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	9~11歯	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	12~14歯	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
総義歯	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
その他	歯科訪問診療2 380×1 歯科診療特別対応加算 175×1 急性対応 (5人以下) 85×1 (6人以上) 50×1 歯在管130×1																		820											
摘 要	〇〇介護施設 脳梗塞、認知症により療養中 1日13:00~13:45 8日13:00~13:15											公費分 点数	請求 決定	点	合 計	点														
												患者負担額 (公費)		円	決 定	※	1798													
												高額療養費	※	円	一部負担 金額	減額 制(円)	円													
																免除・支払猶予	円													

Ⅲ検査

1 歯周病部分的再評価検査（P部検） 1歯につき 15点 新設

〔算定要件〕

歯周外科手術を行った部位に対して、歯周病の治癒状態を評価することを目的として実施した場合には、手術後に1回に限り算定する。

① 4点以上のポケット測定、プロービング時の出血の有無、必要に応じて歯の動揺度、プラークチャート

② 歯周病安定期治療中の算定はできない。

③ 歯周病検査と同日に行う部分的再評価は、歯周病検査に含まれる。

（問）歯周外科手術後に行う検査については、口腔内の状況に応じて歯周病部分的再評価検査又は歯周病検査のいずれかを実施して算定しても差し支えないか。

（答）差し支えない （平成24年3月30日付疑義解釈）

2 口腔内写真検査（1枚につき10点）

1回につき5枚を限度とする。

算定例
 病名 $\frac{7-7}{7-7}$ P

4 / 1		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯科疾患管理料	110
		歯周精密検査	400
		機械的歯面清掃処置	60
4 / 8		再診	42
	$\frac{3-3}{3-3}$	OA+2%キシロカイン浸麻	—
		FO p	620×6
		RP) セファクロルカプセル 250 mg 3Capx3 (一般名処方加算)	68+2
4 / 15		再診	42
	$\frac{3-3}{3-3}$	抜糸・SP	—
5 / 10		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯科疾患管理料	110
	$\frac{3-3}{3-3}$	歯周病部分的再評価検査*	15×6
6 / 15		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯科疾患管理料	110
		歯周精密検査*	400
		機械的歯面清掃処置	60

*算定上のポイント

- ・歯周外科処置後の再評価のための検査は、手術後2週～1ヶ月以降に行う（歯周治療のガイドライン）
- ・部分的再評価検査を行った後に、全顎的に歯周病検査を行う

*レセプト記入例（5月分）

その他欄に部位を記入

初診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特導	特連	特他	外来受	点									
再診	42×1	時間外	×	休日	×	深夜	×	乳	×	乳・時間外	×	乳・休日	×	乳・深夜	×	特	×	再外来受	×	42		
管理	歯管 110	義管	+	×	×	実地指		F局		F洗		医管	その他							110		
投薬・注射	内 屯 外 注					調	×	×	処方	×	情	×	+	×	処	×	+	注	×	×		
X線検査	全顎	枚				写	×	P混検	×	P部検	15	×	6	基本	×	×	精密	×	×	その他	$\frac{3-3}{3-3}$	90
	標	×	×	S培	×	顎運動	×	平測	×	×			本	×	×	密	×	×	他			
	パ	×	×	EMR	×	×	×	×					検	×	×	査	×	×				

IV 画像診断

1 歯科用 3 次元エックス線断層撮影 新設

電子画像管理加算	120 点
診断料	450 点
撮影料	600 点

〔算定要件〕

- ・歯科用エックス線撮影またはパノラマ断層撮影で診断が困難な場合であって、当該断層撮影の必要性が十分認められる以下のいずれかを 3 次元的に確認する場合に限り算定する。

イ 埋伏智歯等、下顎管との位置関係

ロ 顎関節症等、顎関節の形態

ハ 顎裂等、顎骨の欠損形態

ニ 腫瘍等、病巣の広がり

ホ その他、歯科用エックス線撮影または歯科用パノラマ断層撮影で確認できない位置関係や病巣の広がり等を確認する特段の必要性が認められる場合

- ・診断料は、回数に係わらず、月に 1 回に限り算定できる。
- ・造影剤を使用した時は、所定点数に 500 点を加算する。
- ・当該医療機関以外で撮影したフィルムについて診断を行った場合には、初診料を算定した日に限り、診断料を算定できる。
- ・同一月に 2 回以上撮影を行った場合の撮影料は 2 回目以降の撮影については一連につき所定点数の 80/100 に相当する点数により算定。

2 写真診断 算定要件の一部変更

(一連の症状確認の画像診断を行った際の診断料の取り扱い)

〔算定要件〕の変更点

一連の症状を確認するため、同一部位に対して撮影を行った場合における 2 枚目以降の撮影に係る写真診断 (歯科パノラマ断層撮影等の特殊撮影、歯科用 3 次元エックス線断層撮影を除く) の費用については、各区分の 50/100 に相当する点数により算定する。

例1 同一初診中において歯周病の経過観察等2枚目以降のパノラマ撮影を行っても減算はない。(CTも同様)
治療前のパノラマ 317点 **パ電** 402点

経過観察 二枚目以降 パノラマ 317点 **パ電** 402点

例2 主訴（C病名等）の治療後P病名によるパノラマ撮影

主訴部位のデンタル 48点 **電** 58点

P病名によるパノラマ撮影 317点 **パ電** 402点

V 投薬

1 処方せん 7種以上の内服薬の投薬 40点

上記以外 68点

1) 処方せん様式の変更。

個々の医薬品について後発医薬品について変更の可否を明示する様式への変更。

2) 一般名処方加算 2点 新設

薬剤の一般的名称を記載する処方せんを交付した場合、交付1回につき2点を加算する。

・レセプト記入例

一般名称による処方せんを交付した場合には、全体の「その他」欄に「一般名処方加算」と表示し、所定点数及び回数を記載する。

有床義歯	1~4歯	×	×	×	双大	×	双大	×	線鉤	14	双	×	不	双	×	レストナシ	×	×	×	
	5~8歯	×	×	×	14	双小	×	双小	×	K	レストアリ	×	特	レストアリ	×	フックスパー	×	人	×	×
	9~11歯	×	×	×	K	腕大	×	パ	腕大	×	二	腕	×	+	×	×	工	×	×	
	12~14歯	×	×	×		腕大小	×	腕大小	×		腕	×	+	×	×		歯	×	×	
	総義歯	×	×	×		腕前	×	腕前	×				+	×	×				×	×
その他																				
その他	一般名処方加算 2×1																			
																			2	

○新しい処方せんの様式と一般名記載例

ケフラルは一般名で処方、ボルタレンは変更を認めていない例。

処 方 せ ん																	
（この処方せんは、どの保険薬局でも有効です。）																	
公費負担者番号				保 険 者 番 号													
公費負担医療 の受給者番号				被保険者証・被保険 者手帳の記号・番号													
患 者	氏 名			保険医療機関の所在地及び名称													
	生年月日			電 話 番 号													
	区 分			保 険 医 氏 名													
			被保険者			被扶養者			都道府県 番号			13	点数表 番号	3	医療機関 コード		
交付年月日				平成 24 年 4 月 2 日				処方せんの 使用期間		平成 年 月 日		特に記載のある場合 を除き、交付の日を含 めて4日以内に保険薬 局に提出すること。					
処 方	変更不可																
	<p>個々の処方箋について、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更に差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「√」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。</p> <p>セファクロルカプセル250mg 1回 1カプセル 1日3回 朝昼夕食後服用 3日分</p> <p>× ボルタレン錠25mg 1回1錠 疼痛時服用 3回分</p>																
備 考	保険医署名																
	千代田 駿一朗																
調剤済年月日				平成 年 月 日				公費負担者番号									
保険薬局の所在 地及び名称 保険薬剤師氏名				公費負担医療の 受給者番号													

様式第二号
(第二十三条関係)

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、日本工業規格 A 列5番を標準とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

○主な歯科用薬品の一般名（後発医薬品は一部を列記）

主に歯科診療で使用される先発医薬品とジェネリック医薬品一覧 ①				
	分類	製品名	後発医薬品	一般名
抗 菌 薬	広範囲ペニシリン系	サワシリン、パセトシ、	アモリン、アモベニキシ、ワイドシリン	アモキシシリン水和物
		ベングッド		バカンピシリン塩酸塩
		ピクシリン	ソルシリン	アンピシリン水和物
	経口用第1世代セフェム系	ケフレックス、センセファリン、ラリキシ	シンクル、オーレキシ	セファレキシ
		Ｌ－ケフレックス	Ｌ－キサル、サファレックスR	セファレキシ徐放製剤
		ケフラー	エリカナル、ケフポリ	セファクロ
		Ｌ－ケフラー	エリカナルL	セファクロ複合顆粒
	経口用第2世代セフェム系	パンスポリンT		セフォチアム ヘキセチル塩酸塩
		オラセフ		セフロキシム アキセチル
	経口用第3世代セフェム系	セフゾン	セフジニル	セフジニル
		メイアクトMS	セグジトレンピボキシル「サワイ」「トーフ」・「CH」	セフジトレン ピボキシル
		トミロン	セトラート、ソマトロン、ボキシロン	セフテラム ピボキシル
		パナン	パナセファン、セボキシム	セフポドキシム プロキセチル
		フロモックス	セフカベンピボキシル「サワイ」	セフカベン ピボキシル塩酸塩水和物
	経口ベネム系	ファロム		フォロベネムナトリウム水和物
	マクロライド系	エリスロシ	エリスロマイシン「サワイ」	エリスロマイシンステアリン酸塩
		クラリス、クラリシッド、	クラリスロマイシン、マインベース	クラリスロマイシン
		ジスロマック、ジスロマックSR		ジスロマイシン水和物
		ジョサマイシン		ジョサマイシン
		ジョサマイ		ジョサマイシンプロピオン酸エステル
		ミオカマイシン		ミオカマイシン酢酸エステル
メデマイシン			ミデカマイシン	
リカマイシン			ロキタマイシン	
	ルリッド	ルリシ、ロキシマイ、ロキライド	ロキシロマイシン	
クトライド系	ケテック		テリスロマイシン	
テトラサイクリン系	アクロマイシン		テトラサイクリン塩酸塩	
	ピブラマイシン	バルドマイシン、ラセナマイシン	ドキシサイクリン塩酸塩水和物	
	ミノマイシン	ミノベン、ミトーフ、ケーベラシ	ミノサイクリン塩酸塩	
クロラムフェニコール系	クロロマイセチン、クロマイ		クロラムフェニコール	
	クロロマイセチンサクシネート		クロラムフェニコールコハク酸エステルナトリウム	
	クロロマイセチンバルミテート		クロラムフェニコールバルミチン酸エステル	
リンコマイシン系	ダラシ		クリンダマイシン塩酸塩	
ニューキノロン系	オゼックス、トスキサシ		トスフロキサシントシル酸塩水和物	
	クラビット		レボフロキサ	
	スバラ		スバルフロキサ	
	タリビット	タリザート、タリフロ、リビゲット、	オフフロキサ	
	メガキサン	フルミコシ	フレロキサ	
	ロメバクト、パレオン		ロメフロキサシリン塩酸塩	
	グレースビット		シタフロキサシリン水和物	

主に歯科診療で使用される先発医薬品とジェネリック医薬品一覧 ②

	分類	製品名	後発医薬品	一般名
解熱鎮痛消炎剤	アニリン系	ピリナジン 【カロナール】は後発薬品です	カロナール、アセトアミノフェン細粒 カルジール、コカール、アニルメ	アセトアミノフェン
	サリチル酸系	アスピリン バファリン配合錠A330	アスピリン錠、アスピリンオエ アスピリン「メタル」 イスキア配合錠A330	アスピリン アスピリン・ダイアルミネート
	アントラニル系	オバイリン ボンタール	オパフェルミン、ヨウフェリン マイカサル、ルメンタール、ノイトール、 メフェナムサン	フルフェナム酸アルミニウム メフェナム酸
	アリアル酢酸系	インドメタシン ランツジールコーフ ボルタレン	インデバン コバメタシン アデフロニック、ソレルモン、ボルマゲン サンナックス、ジクロフェナクナトリウムSRカプセル	インドメタシン アセメタシン ジクロフェナクナトリウム
	アリアル酢酸系	フェナゾックス ジソペイン ハイベン、オステラック	オスペイン、ニコナス、ライベック	アンフェナクナトリウム モフェゾラク エトドラク
	プロピオン酸系	ブルフェン フロベン アルボ スルガム ナイキサン ニフラン ロキソニン ソレト、ベオン	ブロン、ランデールン、サブヘロン アップノン パビルジン、オキネスジン、オセファジン スリメン、チオガム ルボック、プラプロフェン錠、ブランドフェン スリノフェン、サンロキソ錠、ロブ錠、ロルフェナミン ウナスチン、ツルメリン錠、ロキペイン錠 ザトフェロン、ボルビット、ベレト、ザルトプロフェン	イブプロフェン フルビプロフェン オキサプロジン チアプロフェン酸 ナプロキセン プラプロフェン ロキソプロフェンナトリウム水和物 ザルトプロフェン
	オキシカム系	チルコチル (H23.3.31にて経過措置満了) ロルカム	ルコルナート	テノキシカム ロルノキシカム
	塩基系	メブロン ソランタール ベントイル	カルマーテ セラビエース	エビリゾール チアラミド塩酸塩 エモルファゾン
	配合剤	キョーリンAP2顆粒 SG顆粒		シメトリド・カフェイン アセトアミノフェン・無水カフェイン

主に歯科診療で使用される先発医薬品とジェネリック医薬品一覧 ③

	分類	製品名	後発医薬品	一般名
抗ウイルス薬	抗ヘルペスウイルス薬	ソビラックス	アイラックス、アクシリル、トミール、ピクロックス	アシクロビル
	含嗽薬(抗炎症作用)	アズノール 含嗽用ハチアズレ	アズレイ、アズレン「NP」・「昭和」、エマーゲン 含嗽用AZ「ヒシヤマ」	アズレン アズレンスルホン酸ナトリウム・NaHCO3配合
含嗽剤	含嗽薬(消毒・抗菌作用)	イソジンガール ネオステリングリーン デンターゲル	ポビドンヨードガール、ネグミンガール ベンゾトニウム塩化物「KYS」	ポビドンヨード ベンゼトニウム塩化物 フラジオマイシン硫酸塩
	抗生物質含有トローチ	アクロマイシントローチ		テトラサイクリン硫酸塩
	殺菌消毒薬含有トローチ	オラドール	SPTローチ、ノードマントローチ	デカリニウム塩化物 ドミフェン臭化物

一般名処方 Q&A

Q 一般名処方義務化されたのか？

A 強制力はないが、できる限り後発医薬品を利用することとなっている。

Q 1品目でも一般名を処方すれば加算を算定できるのか？

A 後発医薬品のある先発医薬品について一般名処方をすればできる。

Q 従来の処方せんは使えるのか？

A 平成24年9月30日までは、従来のものを手書き等で修正し使用できる。

後発医薬品へ変更することに差し支えがある場合は「保険医署名」欄にある「全て」の文字を削除した上で「保険医署名」欄に署名または記名・押印し、医薬品ごとに「」または「×」を記載し、医薬品ごとの判断が薬局に明確に伝わるようにすること。

Q 医療機関が一般名処方した薬剤を、薬局で患者と薬剤師が相談して先発医薬品が選択される事もあるのか？

A 一般名処方は先発医薬品も後発医薬品も同じ扱いで患者さんが選択するというもので、後発医薬品が原則になるわけではない。

薬局は薬坦規則上、後発医薬品を勧めることになるが、最終的には患者さんの選択になるので、先発医薬品を選択することは考えられる。

VI 処置

- 1 咬合調整 40点（1～9 歯） 60点（10 歯以上） 算定要件一部変更
変更点
過重圧を受ける歯の咬頭、切縁、別の医療機関で作製された歯冠修復物の過高部の削除を行った場合は、同一初診期間中、歯数に応じて40点か60点のいずれか1回に限り算定する。
レセプト記載の際は、Pによる咬調以外は、処置・手術のその他欄に内容、所定点数および回数を記載する。
- 2 残根削合 18点（1 歯 1 回につき） 新設
う蝕処置からの独立。残根上の義歯製作のため。
- 3 初期う蝕早期充填処置 133点（材料料含む）
名称変更（旧）初期う蝕小窩裂溝填塞処置
- 4 歯科ドレーン法（ドレナージ）1日につき 50点 新設
〔算定要件〕
蜂窩織炎や膿瘍形成等、術後に滲出液、血液等の貯留が予想される患者に対して、部位数、交換の有無にかかわらず、必要があつて持続的な吸引を行った場合に算定。
- 5 歯周病安定期治療（SPT）1 口腔につき 300点
〔算定要件〕 一部変更
2回目以降の歯周病安定期治療の算定については前回実施した月の翌月の初日から起算して2月を経過した日以降に行うこと。ただし、歯周病安定期治療の治療間隔の短縮が必要とされる以下の場合については、3月以内の間隔で実施した歯周病安定期治療は月1回に限り算定できる。ロ、ハについては主治の医師からの文書を添付する。
 - イ 歯周外科手術を実施した場合
 - ロ 全身疾患の状態により歯周病の病状に大きく影響を与える場合
 - ハ 全身疾患の状態により歯周外科手術が実施できない場合
 - ニ 侵襲性歯周炎（若年性歯周炎、急速進行性歯周炎、特殊性歯周炎）カルテ記載事項
・実施する理由（歯周外科を実施した場合を除く）

算定例 (SPT の治療期間を短縮した場合)

病名 $\frac{7-7}{7-7}$ P 以前に歯周外科を実施

4 / 1		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯周精密検査	400
		歯科疾患管理料	110
		機械的歯面清掃処置	60
5 / 1		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯科疾患管理料	110
		SPT	300
6 / 1		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯科疾患管理料	110
		SPT	300
7 / 1		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯周精密検査	400
		歯科疾患管理料	110
		SPT	300

*算定のポイント

- ・4月に管理計画書を提供している場合は8月までに管理計画書を提供

*レセプト記入例

- ・SPT治療期間が3月以内の場合はその理由の要点を「摘要」欄に記載する。

摘要	歯周外科後のSPT	公費分 点数	請求 決定	点 点	合計	452	点	
	前回のSPT算定月5月	患者負担額 (公費)		円				決定
		高額療養費	※	円	一部負担 金額	減額	割(円)	円
						免除・支払猶予		

6 機械的歯面清掃処置（歯清） 60点

歯科疾患管理料加算点数からの独立
算定例

病名 $\frac{7-7}{7-7}$ P

4 / 1		初診	218
	$\frac{7-7}{7-7}$	歯周基本検査	200
		歯科疾患管理料*	110
	$\frac{7-7}{7-7}$	スケーリング	66
		スケーリング加算	38×2
		歯周基本治療処置	10
4 / 8		再診	42
	$\frac{7-7}{7-7}$	スケーリング	66
		スケーリング加算	38×2
	$\frac{7-7}{7-7}$	機械的歯面清掃処置*	60

*算定のポイント

- ・処置として独立したことから歯管または歯在管と異日でも算定可能
- ・PまたはG病名で歯管または歯在管を算定した患者に算定

VII 歯冠修復・欠損補綴

1 う蝕歯即時充填形成 126点 点数の見直し

2 充填

1 充填1

イ 単純なもの 102点

ロ 複雑なもの 152点

2 充填2

イ 単純なもの 57点

ロ 複雑なもの 105点

・歯質に対する接着性を付与または向上させるために歯面処理を行う場合は1を、それ以外は2を算定する。

・1の歯面処理に係る費用は、所定点数に含まれる。

算定例

病名 5 C 6 C

4/1		初診	218
		歯科疾患管理料	110
	<u>65</u>	X-Ray D x 1	48
		OA+2%キシロカイン浸麻	—
	<u>5</u>	充填	126
		EE・EB	—
		充填1 光CR(O)	102+11
		研磨	—
	<u>6</u>	修形 (MO) *	120
		連合印象 (寒天+アルジネート)	62
		BT	16

*算定のポイント

・修形の点数は変更されていないので注意

3 接着ブリッジ 臼歯部への適応の拡大

- ・1 歯欠損の症例に適応
- ・臼歯部接着冠の費用は 4/5 冠にて算定

算定例

病名 | ④⑤⑥ MT | ④は接着冠 | ⑥は FMC

4 / 1		再診	42
		補綴時診断料	100
	④⑤⑥	生 PZ	796 + 306
		平行測定	50
		連合印象 (寒天+アルジネート)	280
		BT	70
		リテーナー	100
		仮着セメント	4×2
4 / 8		再診	42
	④⑤⑥	接着ブリッジ装着	150
		④ 12%金パラ接着冠*	521
		⑥ 12%金パラ FMC	824
		⑤ 12%金パラ鑄造ポンティック	755
		接着性レジンセメント (パナビア) *	16×2
		接着のための歯面処理、 金属面処理 *	—
		クラウン・ブリッジ維持管理料	330

*算定上のポイント

- ・1 歯のみの欠損であること
- ・レセプト、カルテ上に接着ブリッジであることを明記
- ・臼歯部接着冠は 4 / 5 冠にて請求
- ・接着性セメントにて接着
- ・接着のための歯面、金属面の処理は所定点数に含まれる

レセプト記入例

傷病名 部位	④5⑥ MT												診療 開始日	24年 3月 1日											
													診療 実日数	2日 (日)											
													転帰	治ゆ	死亡	中止									
初診	時間外	休日	深夜	乳	乳・時間外	乳・休日	乳・深夜	特	特導	特連	特地	外来環	点												
再診	42 × 2	時間外	×	休日	×	深夜	×	乳	×	乳・時間外	×	乳・休日	×	乳・深夜	×	特	×	再外来環	×	点	84				
管理 歯管	義管	+	×	×	実地指	F局		F洗		医管	その他														
投薬・注射	内電外注																								
X線 検査	全額	枚	写	×	P混検	×	P部検	×	基本 検査	×	精密 検査	×	×	×	その他						50				
	標	×	×	S培	×	加濃動	×	平測	50 × 1	×	×	×	×	×	×										
パ	×	×	EMR	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×										
麻酔	伝麻	×	浸麻	×	その他																				
歯冠 修復及び 欠損補綴	補診	100	維持管理	×	330 × 1	×	印象	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	280 × 1	×				
	歯冠 形成	前 生 活 乳	796 × 1 306 × 1	前 失 活 乳	×	+	×	+	×	+	×	+	×	+	×	+	×	+	×	+	×	70 × 1	×	×	×
	金 歯冠 修復	乳前小銀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	前小バ	×	×	×	×	×	521 × 1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	前小二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	大バ	×	×	×	×	×	×	824 × 1	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	大銀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	大二	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	14K	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	脚 造	バ大	×	バ小	755 × 1	×	裏 装	バ前	×	バ小	×	B r 装 着	150 × 1	×	脚 曲	バ上	×	バ 不 特	×	二 保	×	×	×	×	×
前装	バ	×	二	×	×	銀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
有床 義歯	1~4歯	×	×	×	×	床 適 合	雙大	×	雙大	×	線 鉤	14 雙	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
5~8歯	×	×	×	×	×	鉤 造	14 雙小	×	雙小	×	二	雙	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
9~11歯	×	×	×	×	×	鉤 造	K 腕大	×	腕大	×	二	腕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
12~14歯	×	×	×	×	×	鉤 造	腕小	×	腕小	×	二	腕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
総義 歯	×	×	×	×	×	鉤 造	腕前	×	腕前	×	二	腕	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
その他	L4 接着冠																								
その他																									
摘 要												公費分 点数	請求 決定	点	合計	点	4406								
												患者負担額 (公費)		円	決定	※									
												高額療養費	※	円	一部負担 金額	減額 型(円)	円	免除・支払猶予							

VIII 歯科矯正

1 適応症の拡大

唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬合異常に対する適応症の拡大を行う。

〔療養の給付の対象とする適応症〕

- 1) 唇顎口蓋裂に起因した咬合異常
- 2) 顎離断等の手術を必要とする顎変形症
- 3) 以下の疾患に起因する咬合異常

ゴールドデンハー症候群（鰓弓異常症を含む）ほか 31 疾患
小舌症、頭蓋骨癒合症、骨形成不全症、口笛顔貌症候群、
ルビンスタイン-ティビ症候群、常染色体欠失症候群、
ラーセン症候群、濃化異骨症、
6 歯以上の非症候性部分性無歯症

IX 明細書無料発行の推進

- 1 平成 22 年より電子請求が義務付けられている病院・診療所・薬局
正当の理由のない限り、原則として無料で明細書を発行することとした。

正当な理由

- * 明細書発行機能の付与されていないレセコンを使用
- * 自動入金機の改修が必要な場合



400 床以上の病院については、これを平成 26 年以降は認めない事とする。

- 2 明細書の発行状況を定期的に確認するため、医療機関及び保険薬局は毎年行われている他の届出事項の報告とあわせて、明細書発行の対応の有無、正当な理由に該当している旨等を報告することとする。
- 3 明細書発行にかかわり患者から徴収する手数料が高額な場合には、患者が明細書の発行を躊躇する場合もあると考えられることから、高額な料金はふさわしくない旨を、実例に応じた額を明示しつつ、再度周知する。
(局長通達 * 特に現在の状況等を踏まえれば、例えば 1000 円を超えるような額は、実費相当としてふさわしくないものであること)
- 4 公費等により一部負担金が発生しない患者に対しても明細書の発行に努めること。
- 5 記載内容が毎回同一であるとの理由で明細書の発行を希望しない患者に対しても、診療内容が変更された場合等明細書の記載内容が変わる場合には、その旨を患者に情報提供すべきである。

介護保険

* 歯科医療機関が算定できる項目は（介護予防）居宅療養管理指導のみである。

介護保険では要支援 1・2 と認定された人は介護予防給付を、要介護 1～5 と認定された人は介護保険給付を受けることとなっている。

I（介護予防）居宅療養管理指導費

1 歯科医師が行う場合（月に 2 回を限度）

同一日に

- | | |
|------------------------|--------|
| 1) 同一建物居住者以外の場合（1 人のみ） | 500 単位 |
| 2) 同一建物居住者の場合（2 人以上） | 450 単位 |

〔算定要件〕

在宅の利用者（注 1）で通院が困難なものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（注 2）の歯科医師が、利用者の居宅を利用して行う計画的かつ継続的な歯科医学管理に基づき、介護支援専門員（ケアマネージャー）に対する居宅サービス計画の策定に必要な情報提供ならびに利用者若しくはその家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に算定する。

（注 1） 在宅の利用者と居住系施設入居者（養護老人ホーム、軽費老人ホーム〈ケアハウス〉、有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、グループホーム等）の利用者に対して行った場合に算定する。

介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設の入院・入所者に対しては算定できない。

（注 2） 保険医療機関として登録されている歯科医療機関は、指定居宅療養管理指導事業所として扱われる。

＊ケアマネージャーに対する情報提供の方法

イ サービス担当者会議への参加（必ずしも文書等による必要はない）

ロ 文書（メール、Fax 等でも可）

- 1 基本情報（医療機関名、住所、連絡先、医師・歯科医師氏名、利用者の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先）
- 2 利用者の病状、経過等
- 3 介護サービスを利用する上での留意点、介護方法
- 4 利用者の日常生活上の留意事項

・居宅の要介護者には、医療保険より介護保険が優先されるため居宅療養管理指導料ⅠおよびⅡを算定した場合は、歯科疾患指導料、歯科疾患在宅療養管理料、歯科特定疾患療養管理料、情報提供Ⅰは算定できない。

2 歯科衛生士が行う場合（月 4 回を限度）

同一日に

- 1) 同一建物居住者以外（1 人のみ） 350 単位
- 2) 同一建物居住者（2 人以上） 300 単位

〔算定要件〕

在宅の利用者で通院困難な者に対して次に掲げるいずれの基準にも適合する保険医療機関の歯科衛生士、保健師または看護職員が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に 1 月に 4 回を限度として算定する。

- 1 居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断したもの（その家族が同意するものに限る）に対して歯科衛生士、保健師又は看護職員が当該利用者を訪問し、共同して、利用者ごとの口腔衛生状態及び摂食・嚥下機能に配慮した管理指導計画を作成していること。
- 2 利用者ごとの管理指導計画に従い療養上必要な指導として、当該利用者の口腔内清掃、有床義歯の清掃または摂食・嚥下機能に関する実地指導を行っているとともに、利用者又は家族に対して、情報提供を行い、定期的に記録していること。
- 3 利用者ごとの管理指導計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

(様式第一)

平成 2 4 年 0 4 月 分

介護給付費等請求書

総括表として
一番上に編綴

保険者
(別記) 殿

月の合計件数および点数を記載

下記のとおり請求します。 平成 年 月 日

事業所番号														
名称	医療機関名										印			
請求事業所	〒													
所在地														
連絡先														

保険請求

区 分	サービス費用						特定入所者介護サービス費等				
	件 数	単位数 ・ 点数	費 用 合 計	保 険 請求額	公 費 請求額	利用者 負 担	件 数	費 用 合 計	利用者 負 担	公 費 請求額	保 険 請求額
居宅サービス 施設サービス	2	850	850	7650		850					
居宅介護施設											
合 計											

公費請求

区 分	件 数										
12 生保 居宅サービス 施設サービス											
10 結核 34条											
11 結核 35条											
21 精神 32条											
15 身障・更生											
17 原爆・一般											
51 特定疾患等 治療研究											
57 障害者・ 支援措置											
81 被爆者助成											
86 被爆体験者											
87 有機ヒ素・ 緊急措置											
88 水俣病総合対策 メチル水銀											
合 計											

変更点：ケアマネージャーへの
情報提供が必須条件となる

居宅の要介護者には、医療保険より介護保険が優先されるため
居宅療養管理指導料ⅠおよびⅡを算定した場合は

- ・ 歯科疾患管理料（歯管）
- ・ 歯科疾患在宅療養管理料（歯在管）
- ・ 歯科特定疾患療養管理料（特疾患）
- ・ 診療情報提供Ⅰ（情Ⅰ）

は算定できない

突合点検・縦覧点検・算定日記載について

レセ電で請求する診療報酬明細書に対し、処方せんを発行した医療機関のレセプトと調剤レセプトを患者単位で照合する「突合点検」や、同一医療機関のレセプトを患者単位で複数月にわたって照合する「縦覧点検」を、平成 24 年 3 月審査より開始する。

また 4 月診療分より診療報酬明細書に診療実施日の記載が必要となる。

1. 突合点検

突合点検とは、処方せんを発行した医療機関のレセプトと調剤レセプトを患者単位で照合し、医科・歯科のレセプトに記録されている処方せん料の種類と調剤レセプトに記載されている医薬品の品目数の適否、適応症、投与量、投与日数、医薬品と医薬品の併用禁忌等を点検するものである。突合点検の結果は、審査翌月一旦請求通り支払い、保険医療機関に処方内容を審査翌々月に調整する。

また、1,500 点以上の調剤レセプトという制限はなくなり、調剤レセプトのすべてが対象となる。

2. 縦覧点検

縦覧点検とは歯科レセプトと直近 6 ヶ月分の複数月の組合せを対象とし、診療行為の一定期間内における算定回数等の適否(複数月に 1 回を限度として算定できる検査、患者 1 人につき 1 回と定められている診療行為等)の点検、投与量、投与日数、医薬品チェック、診療行為実日数、過去の審査履歴に照らしたチェック等を行うものである。また、同一診療年月、同一保険医療機関及び同一患者の医科及び歯科の入院レセプトと入院外レセプトの組合せを対象とし、月 1 回の算定である検体検査判断料等の点検も行う。

3. 算定日記載

算定日記載は平成 22 年 3 月 26 日付「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正により、電子レセプトの摘要欄に請求する各点数の算定日をすべて記載することであり、診療行為、算定ルール等を時系列で判断するものである。

即ち、歯周病の流れ、算定回数制限のない処置の算定期間、歯周疾患と歯冠修復・欠損補綴の実施期間、複数回の投薬期間。また、実施日より診療行為への加算の算定の是非等である。

例えば、検査の回数と来院回数が一致すれば何日に検査がなされたかが推定できるようになり、現行では検査を連日実施しても回数しか記載されないが、算定日を記載することで明らかになり、その検査の必要性が問われることになる。

同窓会会員各位

歯科病院からのお願い

同窓会会員の先生方におかれましては、日々ご清祥のことと心よりお慶び申し上げます。

皆様のお陰をもちまして、当病院における患者紹介率は平成22年度39.2%となっております。この患者紹介率は、紹介状持参患者数を初診算定患者数で除した比率で、毎月紹介率を計算し、年次ごとに病院歯科におきましては「基本診療料の施設基準等に係る届出書」の一環として報告しております。この紹介状は所定の様式（診療情報提供書ⅠおよびⅡ）が決められており、所定の様式以外（例えば、名刺、便箋、電話等による紹介）は認められておりません。当病院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、東京都知事に届出を行っておりますので、紹介患者さん来院時の、初診料は、「地域歯科診療支援病院歯科初診料」270点および歯科外来診療環境体制加算28点で合計298点、再診料は、「地域歯科診療支援病院歯科再診料」69点と再診時歯科外来診療環境体制加算2点を算定致しております。

一方、ご紹介いただいた診療所または病院に対しては、「診療情報提供料（Ⅰ）」250点として患者さん1名に対して算定することができますので、忘れずに算定下さい。また、セカンド

オピニオンの場合には、「診療情報提供料（Ⅱ）」500点を算定することができますので、紹介目的にあわせて、それぞれ算定下さい。

つきましては、貴院から当病院に患者さんをご紹介下さる場合には、所定の様式をご使用戴きたくお願い致します。紹介状は次ページの指定の用紙をご利用下さい。ご使用の際は、コピーして戴くか、当病院にも用紙が用意してございますので、下記まで電話等でご請求下さい。

なお、診療時間等につきましては、歯科病院ホームページをご覧ください。

今後ともに宜しくご配慮の上、ご協力を切にお願い申し上げます。

日本大学歯学部付属歯科病院
病院長 白川 哲夫

* 紹介状請求先

〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台1-8-13

日本大学歯学部付属歯科病院 管理課

電話 03-3219-8020

F A X 03-3219-8312

又は、歯科病院ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.dent.nihon-u.ac.jp/hospital/j-hos00.html>

日本大学歯学部付属歯科病院診療部長・科長一覽

〈専門診療部〉

部長	教授	松村 英雄
科長	教授	植田 耕一郎
小児歯科	教授	白川 哲夫
歯科矯正科	教授	清水 典佳
口腔外科Ⅰ	教授	大木 秀郎
口腔外科Ⅱ	教授	米原 啓之
歯科麻酔科	准教授	見崎 徹
総義歯補綴科	教授	祇園 白信仁
局部床義歯科	教授	石上 友彦
クラウンブリッジ科	教授	松村 英雄
保存修復科	教授	宮崎 真至
歯内療法科	教授	小木 會文内
歯周病科	教授	伊藤 公一
予防歯科	准教授	菅野 直之

〈診断部〉

部長	教授	今村 佳樹
科長	教授	今村 佳樹
口腔診断科	教授	本田 和也
歯科放射線科	教授	小宮 山一雄
病理診断科	教授	小宮 山一雄

病院長 白川 哲夫

〈特殊診療部〉

部長	教授	宮崎 真至
科長	教授	大木 秀郎
顎骨欠損修復科	教授	宮崎 真至
歯科人間ドック科	准教授	小池 一喜
心療歯科	准教授	月村 直樹
スポーツ歯科	准教授	萩原 芳幸
歯科インプラント科	教授	今村 佳樹
ペインクリニック科	教授	本田 和也
顎関節症科	教授	祇園 白信仁
いびき対応科	教授	祇園 白信仁
顎顔面補綴科	教授	石上 友彦

〈先進医療診療部〉

部長	教授	伊藤 公一
科長	教授	伊藤 公一

〈研修診療部〉

部長	教授	植田 耕一郎
科長	准教授	紙本 篤

〈歯科医療情報管理部〉

部長	教授	小木 會文内
科長	准教授	瀧川 智義

〈教育診療部〉

部長	教授	大木 秀郎
----	----	-------

紹介状（診療情報提供書）

提出用

平成 年 月 日

紹介先医療機関等名

紹介元医療機関

日本大学歯学部附属歯科病院

担 当 医		科
	先生	

所在地
名称
電話番号
歯科医師名 科 ⑩

患者氏名	男	明・大・昭・平 年 月 日生（ 歳）
	女	職業
患者住所	電話番号	

傷 病 名
紹 介 目 的
既 往 歴 及 び 家 族 歴
症 状 経 過 及 び 検 査 結 果
治 療 経 過
現 在 の 処 方
備 考

持参資料（ 無・有 → レントゲンフィルム・その他 ）（資料の返却 不要・要）
 事前連絡（ 無・有 → 科 先生）

- 備考 1. 必要がある場合は続紙に記載して添付すること。
 2. 必要がある場合は画像診断のフィルム，検査の記録を添付すること。
 3. 紹介先が保険医療機関以外である場合は，紹介先医療機関等名の欄に紹介先保険薬局，市町村，保健所名等を記入すること。かつ，患者住所及び電話番号を必ず記入すること。

歯科用 CT 撮影のご案内

日本大学歯学部附属歯科病院歯科放射線科

- 1、歯科用 CT 撮影は完全予約制です。必ず事前に当科受付（下記参照）へ連絡していただき、撮影予約をとって下さい。なお、予約は担当医あるいはスタッフの方が行って下さい。患者さんに直接予約をとらせることはトラブルを避けるため、できるだけ控えて下さい。
- 2、紹介状に病名、撮影目的、撮影部位などを明確に記載した後、患者さんに紹介状を持参させて下さい（紹介状を持参していない場合は撮影できません）。紹介状には必ず、「歯科用 CT 撮影依頼」あるいは「3DX 撮影依頼」と記入して下さい。なお当科で作成した撮影用紹介状を使用すると、比較的簡単に紹介状が作成できます。
- 3、患者さんには、当病院 1F 初診受付に紹介状を出し、カルテ作成後、4F 放射線科受付にカルテ・紹介状を出す旨を、予め説明しておいて下さい。
- 4、ステントなど、撮影時に必要なものがあれば、患者さんに持参させて下さい。
- 5、デンタルあるいは OP などがあれば、患者さんに持たせて下さい。撮影時の参考になります。持参した写真などは、患者さんに当日お返しします。
- 6、紹介状に、撮影サイズ、プリントアウトの有無を必ず記入してください。記入がない場合は、こちらで判断させていただきます。なおプリントアウトの有無は、撮影サイズが、4cm×4cm の場合にのみ選択可能です。
- 7、撮影した歯科用 CT の写真は、読影所見、画像を保存したメディアとともに、1 週間以内に郵送いたします（DICOM データを希望する場合はその旨を依頼書にご記入下さい）。なお、お送りするメディアは画像データのバックアップも兼ねていますので、大切に保存して下さい。
- 8、撮影料金
料金はすべて自費になります。患者さんにご理解いただけるよう、貴院より患者さんへの説明をお願いいたします。

インプラント目的の場合

	インプラント(プリントアウト無)	インプラント(プリントアウト有)
初回	¥10,000	¥15,000
経過	¥5,000	¥10,000

インプラント以外の場合

	単純(プリントアウト無)	単純(プリントアウト有)
初回	¥5,000	¥10,000
経過	¥2,000	¥7,000

*撮影サイズ、撮影回数に関わらず、上記料金になります。

*上記料金は消費税別です。

*上記以外に画像診断依頼料¥2,500 が別途かかります。

*撮像範囲 6 cm、8 cm では、画像のプリントアウトは行いません。メディア内にあるビューワーにて画像を閲覧して下さい。

*保険での撮影は、お受けかねます。ご了承下さい。

8、撮影時間、休診日

平日 AM9:30～PM4:00

土曜日 AM9:30～AM11:00

休診日：日曜、祝祭日、その他当院が決めた休診日

予約受付 TEL 03-3219-8084 (AM9:00～PM5:00)

歯科用 CT (3DX) 撮影依頼書

平成 年 月 日

紹介先医療機関等名

紹介元医療機関

日本大学歯学部附属歯科病院

所在地・〒
名 称
電 話 番 号
歯科医師名 科 ⑩

担 当 医		科
		先生

患者氏名	男	明・大・昭・平	年	月	日生 (歳)
	女	職業			

患者住所	電話番号
------	------

撮影目的 (該当目的を○で囲んで下さい)

インプラント術前検査
 インプラント術後検査
 矯正治療用インプラント術前検査
 歯牙移植術前検査
 顎関節症精査
 HET・HRT・RT 精査
 過剰埋伏歯精査
 Per・Cyst・歯根破折精査
 その他 ()
 同一部位経過 (前回撮影 年 月)

撮影部位 (該当部位を○で囲んで下さい)

右TMJ	<table style="border-collapse: collapse; margin: auto;"> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 2px 5px;">8</td><td style="padding: 2px 5px;">7</td><td style="padding: 2px 5px;">6</td><td style="padding: 2px 5px;">5</td><td style="padding: 2px 5px;">4</td><td style="padding: 2px 5px;">3</td><td style="padding: 2px 5px;">2</td><td style="padding: 2px 5px;">1</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</td><td style="padding: 2px 5px;">2</td><td style="padding: 2px 5px;">3</td><td style="padding: 2px 5px;">4</td><td style="padding: 2px 5px;">5</td><td style="padding: 2px 5px;">6</td><td style="padding: 2px 5px;">7</td><td style="padding: 2px 5px;">8</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 2px 5px;">8</td><td style="padding: 2px 5px;">7</td><td style="padding: 2px 5px;">6</td><td style="padding: 2px 5px;">5</td><td style="padding: 2px 5px;">4</td><td style="padding: 2px 5px;">3</td><td style="padding: 2px 5px;">2</td><td style="padding: 2px 5px;">1</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding: 2px 5px;">1</td><td style="padding: 2px 5px;">2</td><td style="padding: 2px 5px;">3</td><td style="padding: 2px 5px;">4</td><td style="padding: 2px 5px;">5</td><td style="padding: 2px 5px;">6</td><td style="padding: 2px 5px;">7</td><td style="padding: 2px 5px;">8</td> </tr> </table>	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	左TMJ	
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																				
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																				

その他の部位 ()

TMJ 撮影時顎位：
 閉口のみ
 開・閉口
 その他の顎位 ()

撮影サイズ (指定サイズをチェックして下さい。紙による画像打ち出しは4×4cm撮影のみとなります。また、DICOM出力をご希望の場合は、DICOM出力の□にチェックを入れて下さい)

4×4 cm (プリントアウト有)
 4×4 cm (プリントアウト無)
 6×6 cm
 8×8 cm
 DICOM 出力

指定撮影法および計測法 (撮影方向や計測部位・計測間隔に特にご指定のある場合お書き下さい)

既往歴及び家族歴 (特記すべき感染症 無 ・ 有 :)

症状経過及び検査結果

治療経過

備 考

持参資料 (無 ・ 有 → レントゲンフィルム・レントゲンシネ・その他)
 (資料の返却 不要 ・ 要)

事前連絡 (無 ・ 有 → 科 先生)

編 集 後 記

昨年3月11日未曾有の東日本大震災から1年が経過しましたが、被災地の現状を考えると、まだまだ復旧・復興にはほど遠く、長期的な支援の必要性を改めて感じます。

平成24年度の診療報酬改定・介護改定の同時改定は、前回と同様に「チーム医療の促進」と「在宅歯科診療の促進」を重点課題とし、2回連続のプラス改定(本体+1.38%)、各科の改定率として医科+1.55% 歯科+1.70% 調剤+0.46% 薬価改定等 ▲1.38%で、全体の改定率が+0.00%で、介護報酬は+1.2%となった。また、医科を上回る改定率も2回連続となり、如何に歯科界の現状が厳しい状況に置かれており、国民が望む安心・安全で質の高い歯科医療を受けられる環境を整えていくことが必要である訴え続けた日本歯科医師会の意見が取り入れられた結果であると思う。

保険特集号は、4月分の保険請求に間に合わせるために、又、同窓会会員の皆様に分かりやすい内容にするために、田村常任理事を中心に委員の先生方には、昨年末から、迅速で正確な情報収集を行ってもらい、何度も委員会で議論してもらいました。この特集号が、皆様のお役に立つことを、保険委員会一同心より願っています。

所管理事 千葉 治

委員長	学 14	石 川 建 司		学 36	坂 田 信 明
副委員長	学 32	花 島 直 樹		学 36	古 田 裕 一
副委員長	学 34	青 島 裕		学 36	山 内 豪 之
	学 21	荻 野 武 克		学 37	高 島 雅 典
	学 23	斎 藤 英 生		学 38	関 根 光 治
	学 24	黒 川 誠 一		学 40	今 井 元
	学 24	鈴 木 信 治		学 42	安 藤 真 一 郎
	学 31	田 中 宏 司		学 42	難 波 幸 一
	学 32	宇 佐 美 伸 治	担当副会長	学 19	小 幡 純
	学 32	小 田 泰 之	担当常任理事	学 29	田 村 一 弥
	学 35	岩 崎 俊 一	理事	学 21	小 沢 暁
	学 35	毛 取 健 至	所管理事	学 37	千 葉 治

日本大学歯学部同窓会誌 第56巻第4号別冊 保険特集号 No.26

平成24年4月25日発行

編集兼発行人

編集責任者

発行所 日本大学歯学部同窓会

〒101-8310 東京都千代田区神田駿河台1-8-13 日本大学歯学部1号館1階

TEL 03(3294)2787

FAX 03(3294)2800

印刷所 一世印刷株式会社